

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十二号

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県警察の組織に関する条例（昭和二十九年佐賀県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号を第二十三号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第三条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 略</p> <p>十一 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</p> <p>十二 二十三 略</p>	<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第三条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 略</p> <p>十一 二十二 略</p>